○農林水産省告示第千七百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十二月四日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県松本市中川字道林山三四一八の六、三四一八の七

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千七百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十二月四日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県北安曇郡白馬村大字北城字横道巾一五八四七の八・一五八四七の九・字ドロノ木一五八五四の二・一五八五五の二・一五八五六の二・一五八五七の二・一五八五七の三・字元漆場一五八六〇の二・一五八六〇の三（以上十筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千七百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十二月四日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県飯田市駄科一二二九の八、一二二九の九

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千七百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十二月四日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県飯田市長野原一〇二の六一（次の図に示す部分に限る。）、一〇二の一〇五、駄科一二二九の五

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県庁及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十二月四日

農林水産大臣　西川　公也

一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　栃木県日光市日光二四八二の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　解除の理由　国立公園事業用地とするため

二　(一)　解除に係る保安林の所在場所　栃木県日光市日光二四八二の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　公衆の保健

(三)　解除の理由　国立公園事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十二月四日

農林水産大臣　西川　公也

一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　青森県むつ市大畑町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　保安林として指定された目的　公衆の保健

(三)　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を青森県庁及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十二月四日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　高知県宿毛市山奈町山田字イデカ谷山六一七〇の三（国有林）、六一七〇の四・字ナルサン田山六五四四（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　ダム用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を高知県庁及び宿毛市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十二月四日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　高知県土佐市宇佐町竜字神母谷五六九の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　公共施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を高知県庁及び土佐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十二月四日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　高知県幡多郡大月町泊浦字弦場山四一一の七（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を高知県庁及び大月町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十二月四日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　大分県日田市前津江町赤石字松尾平ノ上二七九九の五五から二七九九の五七まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千七百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年十二月四日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県美馬市穴吹町口山字仕出原四二九の三、四四三の一、四四八の三、四四九、字支納九八、九九、一〇三、一七五の三、一七八、一七九の一、一七九の二、一八一の三、一八一の四、字中野宮六三三の一、六三三の三、穴吹町古宮字葛生三〇の一、三〇の二、三一の一、三一の二、五四一の二、字長尾一四八から一五〇まで、一五一の二、二一〇の二、二一〇の三、二一二の二、二一四の二、二一七

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字仕出原四二九の三、四四三の一、字支納九八、九九、一〇三、一七五の三、一七八、一七九の一、一七九の二、一八一の三、一八一の四、字中野宮六三三の一、六三三の三、字葛生三〇の一、三〇の二、三一の